区のサービス・手続き・施設のご案内は ★しんじゅくコール★
☎(3209)9999 午前8時～午後10時 FAX(3209)9900

世帯全員が住民税非課税の方へ

介護保険サービス利用料 負担軽減・助成制度

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は6月30日㈯までです。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。
※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から、平成23年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年の所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、軽減の対象になります。
【申請・問合せ】**介護保険課給付係**(本庁舎2階)☎(5273)4176へ。

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

介護サービスを受ける方の所得に応じて、利用者負担段階により軽減します(**下表1・2**)。

表1　利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分	
第1段階	生活保護を受けている方	
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金を受給している方
第2段階		合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階		合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

表2　軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額（1日当たり）

施設の区分		①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設 ②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設 ③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
居住費(滞在費)	ユニット型個室	【軽減前】1,970円 【軽減後】第1段階・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,310円
	ユニット型準個室	【軽減前】1,640円 【軽減後】第1段階・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円
	従来型個室	【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円 第2段階の方…①は420円・②③は490円 第3段階の方…①は820円・②③は1,310円
	多床室(相部屋)	【軽減前】320円 【軽減後】第1段階の方…0円、第2段階・第3段階の方は変更なし
食費		【軽減前】1,380円 【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円 第3段階の方…650円

介護保険通所サービス利用時の食費を助成

世帯全員が住民税非課税の場合、介護保険の通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護の通所サービス)利用時の食費を、1食に付き200円助成します。

区に「この助成制度の実施を届け出た区内の事業所」が提供するサービスが対象です。詳しくは、お問い合わせください。

介護保険サービス利用料の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料(介護費用の1割)の支払いが困難な方の自己負担額を軽減します。

【対象のサービス】
▶訪問介護、▶夜間対応型訪問介護、▶通所介護、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護、▶訪問看護、▶訪問入浴、▶短期入所生活介護、▶短期入所療養介護、▶訪問リハビリテーション、▶通所リハビリテーション、▶介護福祉施設（特別養護老人ホーム)サービス、▶地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、▶複合型サービス、▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護
※「介護予防」の同様のサービスも対象になります。

この軽減は、東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た社会福祉法人等および事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。
【対象】次のすべてに該当する方(被保険者証に給付減額等の記載のある方を除く)
▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(※1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない
※1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。
※2 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には有価証券・債権等を含む。
【軽減の対象となる費用と減額割合】サービスの自己負担額、居住費（滞在費)・食費の自己負担額の25％を減額（老齢福祉年金を受給している方は50％）

くらし

環境影響評価書の縦覧・閲覧

●紀尾井町南地区開発事業
【縦覧・閲覧期間】6月19日㈫までの午前9時30分～午後4時30分(閉庁・閉館日を除く。図書館は閉館の30分前まで)
【縦覧場所】区環境対策課(本庁舎7階)、東京都環境局環境都市づくり課ほか
【閲覧場所】特別出張所、中央図書館（下落合1―9―8)
【問合せ】**東京都環境局環境都市づくり課**（西新宿2―8―1、都庁第二本庁舎8階)☎（5388)3440へ。

消費者講座「放射能の害を防ぐ食と暮らし」

●区消費者活動促進等助成事業
【日時】6月23日㈯午後2時～4時
【会場】落合第一地域センター(下落合4―6―7)
【対象】区内在住・在勤の方、80名
【内容】DVD上映と講演「免疫力・修復力を高める食事」
【主催・申込み】電話かファックス（記載例（4面参照)のほかファックス番号を記入)で、新日本婦人の会新宿支部☎(3952)7314・FAX（3952)7315へ。
【問合せ】**新宿消費生活センター**（第2分庁舎3階)☎(5273)3834へ。

みどりの講座

●初夏のハンギングバスケット
【日時】6月29日㈮午後2時～4時
【会場】区役所本庁舎3階301会議室
【対象】区内在住・在勤の方、20名
【申込み】往復はがきに記載例(4面参照)のとおり記入し、6月12日（必着)まで**にみどり公園課みどりの係**(〒160・8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎7階)☎（5273)3924へ。応募者多数の場合は抽選。

特別区民税・都民税

税額決定・納税通知書をお送りします

24年度の住民税（特別区民税・都民税)の税額決定・納税通知書を、6月8日㈮に発送します。

第1期の納期限は7月2日㈪です。お手元に届いた納付書で、銀行等の金融機関・郵便局（東京都・関東各県・山梨県のみ)・区税務課・特別出張所で忘れずに納めてください。1枚が30万円以下の納付書左下にはバーコードがあり、コンビニエンスストア等(納付書の裏面に記載)でも納められます。

●証明書の発行

24年度の住民税の課税証明書等は、6月8日㈮から発行します。発行には事前に税の申告が必要です。福祉サービスや年金の申請、健康保険の扶養認定の手続きなどに、税の証明書の提出を求められることが多くなっています。申告をしておけば、収入のなかった方も証明書が必要になったときに便利です。
【証明手数料】1通300円
【申請に必要なもの】▼本人が申請するとき…本人確認ができる書類(運転免許証等)、▼代理人(家族を含む)が申請するとき…本人からの委任状（**下図**見本参照)・代理人の印鑑・代理人の本人確認ができる書類（運転免許証等)
※税の申告は税務課で、証明書の発行は税務課・特別出張所でできます。この時期は窓口が大変混雑し、長くお待ちいただくことがあります。ご了承ください。申請書や委任状に不備がある場合は、証明書を発行できません。
【問合せ】▼課税内容…**税務課課税第一係・第二係**☎(5273)4107・4108、▼支払い・口座振替・証明書…**税務課収納管理係**☎(5273)4139（いずれも本庁舎6階)へ。

＜見本＞

委任状

新宿区長 宛て　　平成**年**月**日

委任者　住　所 **********
　　氏　名 ******　㊞
　　生年月日 **年**月**日

私は下記の者を代理人と定め、平成**年度 課税/納税 証明書（扶養等控除の内容記載 有/無）＊通の交付申請及び受領の権限を委任します。

記

代理人　住　所 **********
　　氏　名 ******
　　生年月日 **年**月**日